

# 被共済者の氏名（漢字・フリガナ）等について

建退共では、「共済手帳申込書」（様式 002 号）に記入された氏名等を、被共済者の情報として登録しています。

登録内容に変更がある場合は、「被共済者氏名等変更届」（様式 018 号）をご提出ください。

**この登録された情報は、将来退職金の請求を行う際に  
とても重要となります！**

- 退職金請求手続きには、住民票（原本）を提出していただいています。

**[例1] 住民票に記載された氏名（漢字）が登録内容と違えば、請求処理が行えません。**

建退共の登録→「長崎太郎」      住民票→「長崎太郎」

- 退職金は、請求人名義の口座へ振り込まれます。

（退職金請求書の口座名義人名欄は、カタカナで記入していただきます。）

**[例2] 振込先口座の名義人名が登録内容と違えば、振り込みが行われません。**

※ **濁点の有無の違いでも振り込みができなくなります。**

建退共の登録→「ヤマザキハナコ」      正しくは→「ヤマサキハナコ」

退職金のお受け取りを 1 日でも早くとのご要望が多いなか、建退共としましても迅速な処理を心がけていますが、いざ退職金の請求という段階で、このようにご本人様情報が登録内容と違っていると、氏名等変更届を提出していただいてから請求処理となるため、手続きが遅れてしまいます。

退職金請求時に変更が必要となった事例を載せていますのでご参照ください。（別添）

**重要!**

手帳を申し込まれる際の「共済手帳申込書」（様式 002 号）につきましては、口頭確認だけではなく公的な書類等でご確認いただき、ご記入くださいますようお願いいたします。

☞ 退職金請求手続きの際は、住民票と登録情報との照合を行うため、年金手帳やマイナンバー（個人番号）通知書に記載されている氏名（フリガナ）が一番正確です。

- ◆ 登録されている内容に変更がある場合の提出書類

- 被共済者氏名等変更届（様式 018 号） \*ダウンロード可能。
- 共済手帳 \*生年月日登録変更および住所変更の場合は不要。
- 事実が確認できる公的な書類の写し \*詳しくは建退共長崎県支部へお尋ねください。

**不明な点がございましたら建退共長崎県支部（TEL095-826-2285）迄お問い合わせください。**

※ なお、このお知らせは平成 29 年 12 月 10 日時点で建退共と契約が結ばれている共済契約者へ送付しています。